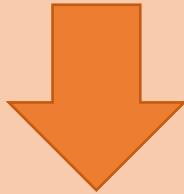


# 市街化調整区域における 地域振興の為の工場等の対象業種を拡充します！

令和6年4月1日施行

## 市街化調整区域の土地利用に係る主な課題

- ・IC周辺などの利便性の高いエリアに企業ニーズが存在している
- ・工場等の立地可能業種（技術先端型業種）が限定されている
- ・社会情勢では経済安全保障分野や成長分野の業種が変化している



社会情勢の変化に対応するため土地利用の規制を緩和！

地域振興の為の工場等の立地可能業種を拡充！

IC周辺など交通利便性の高い地域での地域振興の為の工場に  
経済安全保障分野・成長分野の業種を拡充します！



## （対象業種）

- ①技術先端型業種（例、医薬品製造業、通信機械器具製造業、電子デバイス製造業、他）
- ②兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例に基づく重点立地促進事業（例、水素の製造に関する製品、蓄電池、ロボット、医療機器、半導体集積回路、他）
- ③地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の用に供する施設（例、高速自動車国道等のインターチェンジに近接して立地する工場、研究施設又は物流施設、他  
※地域未来投資促進法に基づく重点促進区域の設定が必要）  
※既存工場に隣接し敷地の拡張を行う場合も可能（ただし、5ヘクタール未満）

※ 開発審査会に付議する必要があります。詳しくは、まちづくり指導課までお問い合わせください。

## （問い合わせ先）

姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課 調整区域立地担当 後藤、平井、宮内（Tel:079-221-2583）